特別支給金

休業特別支給金

支給要件

業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から休業（補償）給付の受給権者である労働者に対し、その申請に基づいて支給される

※休業特別支給金の支給の申請は、休業（補償）給付の請求と同時に行わなければならない

給付額等

休業1日につき休業給付基礎日額の100分の20に相当する額

※休業給付基礎日額の100分の60に相当する休業（補償）給付と休業給付基礎日額の100分の20に相当する休業特別支給金が支給されるため、実際には、給付基礎日額の100分の80に相当する給付が行われることとなる

傷病特別支給金

支給要件

業務上の事由または通勤により負傷し、又は疾病にかかった傷病（補償）年金の受給権者である労働者に対し、その申請に基づいて支給される

※当分の間、事務処理の便宜を考慮し、傷病（補償）年金の支給の決定を受けたものは、傷病特別支給金の申請を行ったものとして取り扱って差し支えないとされている

給付額等

傷病等級	支給額（一時金）
第1級	114万円
第2級	107万円
第3級	100万円

障害特別支給金

支給要件

業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病が治ったときに、障害（補償）給付の受給権者である労働者に対し、その申請に基づいて支給される

※障害特別支給金の支給の申請は、障害（補償）給付の請求と同時に行わなければならない

給付額等

障害等級	支給額（一時金）
第1級 ～ 14級	342万円 ～ 8万円

※加重障害の場合は、加重後の障害等級に応ずる障害特別支給金の額から加重前の障害等級に応ずる障害特別支給金の額を差し引いた額が、障害特別支給金の額とされる
※傷病特別支給金を受給した労働者の傷病が治癒し障害が残った場合には、当該障害に応ずる障害特別支給金の額が既に受けた傷病特別支給金の額を超える場合に限り、その超える額に相当する額の障害特別支給金が支給される

遺族特別支給金

支給要件

業務上の事由又は通勤により労働者が死亡した場合に、遺族（補償）給付の受給権者である遺族に対し、その申請に基づいて支給される

※遺族特別支給金の支給の申請は、遺族（補償）給付の請求と同時に行わなければならない

給付額等

300万円の一時金

※遺族特別支給金を受ける遺族が2人以上いるときは、300万円をその人数で除して得た額となる
※労働者の死亡の当時、遺族（補償）年金を受けることができる者がいる場合は、当該年金の第1順位の受給権者に支給され、いない場合には、遺族（補償）一時金の第1順位の受給権者に支給される
※遺族（補償）年金の若年支給停止対象者であっても、遺族特別支給金の支給を申請することができる

備考

・社会復帰促進等事業の被災労働者等援護事業として特別支給金制度が存在する
・特別支給金の支給は政府が行う（×独立行政法人労働者健康福祉機構）
・療養（補償）給付、介護（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）、二次健康診断等給付に係る特別支給金は設けられていない
・特別支給金は、特別加入者であっても支給される

ボーナス特別支給金

－

支給要件

－

給付額等

－

傷病特別年金

支給要件

傷病（補償）年金の受給権者である労働者に対し、その申請に基づいて支給される

※当分の間、事務処理の便宜を考慮し、傷病（補償）年金の支給の決定を受けたものは、傷病特別年金の申請を行ったものとして取り扱って差し支えないとされている

給付額等

傷病等級	支給額（年額）
第1級	算定基礎日額の313日分
第2級	算定礎日額の277日分
第3級	算定基礎日額の245日分

障害特別年金・障害特別一時金
障害特別年金差額一時金

支給要件

障害（補償）給付（下記参照）の受給権者である労働者に対し、その申請に基づいて支給される
　障害特別年金：障害（補償）年金
　障害特別一時金：障害（補償）一時金
　障害特別年金差額一時金：障害（補償）年金差額一時金

※障害特別年金等の支給の申請は、障害（補償）給付の請求と同時に行わなければならない

給付額等

障害等級	支給額
障害特別年金	
第1級 ～ 7級	算定基礎日額の313万円 ～ 131万円
障害特別一時金	
第8級 ～ 14級	算定基礎日額の503日分 ～ 56日分
障害特別年金差額一時金	
第1級 ～ 7級	算定基礎日額の1,340日分 ～ 560

※障害特別年金には前払一時金制度はない
※前払一時金が支給されたことにより障害（補償）年金が支給停止されている場合であっても、障害特別年金は支給される

遺族特別年金・遺族特別一時金

支給要件

遺族（補償）給付（下記参照）の受給権者である遺族に対し、その申請に基づいて支給される
　遺族特別年金：遺族（補償）年金
　遺族特別一時金：遺族（補償）一時金

※遺族特別年金等の支給の申請は、遺族（補償）給付の請求と同時に行わなければならない

給付額等

遺族の数	遺族特別年金の支給額（年額）
1人	算定基礎日額の153日分（55歳以上の妻又は省令で定める障害の状態にある妻にあっては、給付基礎日額の175日分）
2人	算定基礎日額の201日分
3人	算定基礎日額の223日分
4人以上	算定基礎日額の245日分

遺族特別一時金の支給額
① 労働者の死亡当時、遺族（補償）年金を受けることができる遺族がいないとき → 算定基礎日額の1,000日分
② 遺族（補償）年金の受給資格者が失権し、かつ、受給資格者がすべて失格した場合において、既に支給された遺族（補償）年金及び遺族（補償）年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たないとき → 算定基礎日額の1,000日分から当該労働者の死亡に関し支給された遺族特別年金の額の合計額を控除した額

※遺族特別年金には前払一時金制度はない
※前払一時金が支給されたことにより遺族（補償）年金が支給停止されている場合であっても、遺族特別年金は支給される

備考

・算定基礎年額（原則）：負傷又は発病の日以前1年間（雇入後1年未満の者については、雇入後の期間）に支払われた特別給与（3か月を超える期間ごとに支払われる賃金）の総額
・算定基礎年額（例外）：上記の額が、「年金給付基礎日額×365×20/100」又は「150万円」のいずれかの額を超える場合は、当該いずれか低い方の額が算定基礎年額となる
・特別加入者には算定基礎年額の算定の基礎となるボーナス等がないため、ボーナス特別支給金は支給されない

比較

	譲渡・担保・差押	不正受給者からの費用徴収	第三者行為災害に係る調整	事業主からの費用徴収	社会保険との調整	支給制限規定の適用
保険給付（通常の労災保険給付）	できない	あり	あり	あり	あり	あり
特別支給金（ボーナス含む）	できる	なし	なし	なし	なし	あり

SAMPLE